

第282回奄美大島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和7年6月18日（水） 15：00～15：40
- (2) 場 所 大島支庁本館4階 大会議室
- (3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 鹿児島県連合海区漁業調整委員会の委員の選出について（協議）
→茂野会長，阿多委員，鳥居委員を選出
- (2) 日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員の選出について（協議）
→原案のとおり承認する旨決定
- (3) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について
(協議)
→原案のとおり承認する旨決定
- (4) 浮漁礁の敷設承認について（協議）
→原案のとおり承認する旨決定
- (5) 知事許可漁業に係る制限措置等について（諮問）
→原案のとおり承認する旨決定

令和7年6月18日15時00分開会

【開会】

山之内事務局長	<p>それではただ今から、第282回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、元山委員から欠席の連絡があり委員10名中9名の出席となり奄美大島海区漁業調整委員会事務規程第7条第1項の規定にある定足数に達しておりますので、本委員会は成立しております。早速議事に入りますが茂野会長からご挨拶と併せて議事の進行をお願いします。</p>
茂野会長	<p>本日は皆さんお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>早速議事に入りますが、今回の議事録署名者を阿多委員と築地新議員にお願いをしたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
茂野会長	<p>それでは、阿多委員と築地新委員をお願いします。</p> <p>また会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることでご了承お願いいたします。</p>

【議事1 鹿児島県連合会海区漁業調整委員会の委員の選出について（協議）】

茂野会長	<p>それでは議事1「鹿児島県連合会海区漁業調整委員会の委員の選出について」を議題といたします。</p> <p>本件は協議事項となっております。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
内藤書記	<p>議事1について説明いたします。資料1の1ページをご覧ください。</p> <p>県の連合海区漁業調整委員会の委員につきましては、連合海区の事務規程の第3条第1項に「連合委員会は、委員9名をもって組織する」、また、第2項において「委員は、各海区漁業調整委員会の委員の中から、その定めるところにより選出された各同数の委員をもって充てる」と規定されております。本県は、3海区が設置されておりますので、各海区から3名ずつ選出することとなります。</p> <p>次に4ページをお開きください。これは当海区の事務規程です。第14条の第1項に「漁業法第147条の規定によって連合海区漁業調整委員会が設置された場合、本委員会を代表する委員は、委員が互選するものとする。」また、第2項におきまして「前項の委員の任期は4年とする。」と規定されております。</p> <p>この規定に基づき今回、委員の皆様はこの連合海区の委員3名の選出について協議いただくものとなります。</p> <p>以上で議題1に関する説明を終わります。</p>
茂野会長	<p>事務局から説明がありました。</p> <p>次に、委員の選出方法ですが、事務局から選出方法について、参考となる考え方あればお願いいたします。</p>
内藤書記	<p>従来は会長と漁業者・漁業従事者委員から1名、学識経験・中立委員から1名の計3名を選出しておりました。</p> <p>選出方法については従来と同様に、会長1名、漁業者・漁業従事者委員から1名者、学識経験・中立委員から1名という形で、問題ないと考えております。</p>
茂野会長	<p>事務局から説明がありましたが、会長と漁業者・漁業従事者委員から1名者、学識経験・中立委員から1名選出するということ</p>

	でいかがでしょうか。
各委員	異議なし
茂野会長	それでは選出の方法については、推薦・自薦・投票または事務局案を示してもらおうことになろうかと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	意見なし
茂野会長	事務局案でよろしいでしょうか。
各委員	はい。
茂野会長	それでは事務局の方から何か案はございますでしょうか。
内藤書記	はいそれでは事務局案として漁業者・漁業従事者委員から阿多委員、学識経験・中立委員から鳥居委員はいかがでしょうか。
茂野会長	ただいま、事務局からの阿多委員と鳥居委員の案がありましたが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし
茂野会長	ご異議ないようですので、連合海区委員は会長，阿多委員、鳥居委員とそのように決定をいたします。

【議事2 日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員の選出について（協議）】

茂野会長	<p>それでは議事2「日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員の選出について」を議題といたします。この件は協議事項となっております。それでは事務局からの説明をお願いします。</p>
内藤書記	<p>それでは、議事2の「日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の選出について」説明をいたします。</p> <p>資料2の1ページをご覧ください。日本海・九州西広域漁業調整委員会に関して、現在、3月末時点の県連合海区会長である阿久根 金也（あくね きんや）さんが鹿児島県委員となっております。ただし、任期が今年の9月末までで満了となることから、次期委員を選任する必要があり議題としてあげています。</p> <p>この広域漁業調整委員会は、国が監督している委員会となっております。まず、日本海・九州西広域漁業調整委員会について簡単に説明いたします。</p> <p>2ページ目をご覧ください。</p> <p>広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整を行う機関になります。全国を3ブロックに分け、1つ目が太平洋広域漁業調整委員会、これには太平洋北部会と太平洋南部会の2つがあります。2つ目が、瀬戸内海広域漁業調整委員会、3つ目が鹿児島県が所属している日本海・九州西広域漁業調整委員会があります。こちらは、日本海北部会、日本海西部会、九州西部会がございます。本県は九州西部会に所属しております。3つの区域につきましては、3ページの広域漁業調整委員会の海域区分をご覧ください。この委員会の機能としましては、簡単に申し上げれば、広域的な漁業調整をする場となっております。</p> <p>次に委員の構成についてです。4ページをお開きください。各都道府県互選委員、これは各県1人ずつの者、それから国が選任する漁業の代表者などで構成されており、鹿児島県が所属している日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員数は、29名となっております。</p>

	<p>当広域委員会では、主に、九州・山口北西海域のトラフグや有明海のカサミ。更には太平洋クロマグロ等に関する委員会指示といった事項が議題となっているようです。</p> <p>次に次期委員の選出方法についてですが、1ページに戻りまして、これまで、各海区では联合会区に選出を一任しております。</p> <p>事務局としては、今回も従来のおお、本県連合海区に一任するという形で取り扱ってはどうかと考えておりますので、御協議をお願いします。</p> <p>なお、連合海区は、7月下旬頃に委員会を開催する予定ですので、その際に次期委員を選出することになると聞いております。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
茂野会長	説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。
各委員	意見なし
茂野会長	それでは質疑もないようですので、議事2については事務局から説明がありましたように鹿児島県連合海区漁業調整委員会に一任することにご異議はございませんでしょうか。
各委員	異議なし
茂野会長	ご異議がないようですので議事2についてはそのように決定することとします。

【議事3 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について
(協議)】

<p>茂野会長</p>	<p>それでは議事3「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について」を議題といたします。</p> <p>この件は協議事項となっております。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>内藤書記</p>	<p>それでは、議事3「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について」を説明いたします。資料3の1ページを御覧ください。本議題は、全国海区漁業調整委員会連合会の九州ブロック会議において、国の関係省庁に対する要望案について協議予定とのことで、鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務局において作成した本県の漁業に関する国への要望事項の案について、県連合会区事務局より協議依頼がありましたので、今回、委員の皆様へ協議をお願いするものです。</p> <p>なお、提出議題につきましては、継続分3件となっております。</p> <p>それでは、1ページでこの議題の取扱い、流れについて、御説明させていただきます。</p> <p>本県の、鹿児島・熊本・奄美大島の3海区におきまして、今回の議題についてそれぞれ協議を行うこととなっております。</p> <p>各海区において協議を行った結果については、今後開催されます鹿児島県連合海区漁業調整委員会において協議いただき、その結果について、本県から国への要望案ということで、秋頃に開かれる予定の九州ブロック会議に提出されます。その後、最終的には漁業調整委員会の全国組織であります全国海区漁業調整委員会連合会で要望案が整理され、総会で承認後、国に対しまして要望書を提出し、国からの回答が来る形となっております。</p> <p>2ページをお開きください。県連合海区から、各海区あての協議依頼文となります。要望事項の事務局案につきましては、中ほどの2の(1)、①から③までの3つの項目となっております。</p> <p>また下記の1及び2(2)にありますとおり、各海区において、九州ブロック会議へ話題提供を希望する事項または議論したい事項、そして新たな要望事項がある場合には、連合海区に上げてくださいといった依頼文となっております。</p> <p>それでは、提出議題の事務局案について説明させていただきます。</p>

す。3ページをお開きください。

まず、提案議題1です。

「大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について」でございます。こちらは、継続要望事項で、毎年上げているものになります。

要望内容としましては、

1 鹿児島・熊毛・奄美海域における大中型まき網漁業及び熊毛海域における沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し・拡大を図ること。2に違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとする。という2点になっています。内容に関しましては、昨年度と変更はございません。

4ページをお開きください。続いて提案議題2です。「日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について」でございます。こちら、継続要望事項で、毎年上げている内容となっています。

要望内容としましては、

1 国は、中国漁船の操業条件を遵守させること。

2 国は、中国漁船の操業条件を決定する交渉に当たっては、今後とも当県周辺水域には、まき網に限らず、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。

3 当県周辺水域における外国漁船の監視取締体制の強化を図ること。

4 日本漁船の安全な操業を確保すること。

の4点です。こちら、内容に関しましては、昨年度と変更はございません。

5ページをお開きください。

提案議題3です。

「太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について」でございます。こちら、継続要望事項で毎年上げさせていただいている内容でございます。

要望内容としましては、1 国際的な水産資源である太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴い、影響を受ける沿岸漁業者の経営の維持・安定を図るため、我が国の漁獲枠がさらに拡大されるよう関係各国への働き掛けを行うとともに、国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。

	<p>2にクロマグロの再放流技術の早急な確立と技術導入等への支援制度の拡充，他漁業への転換に必要な技術習得・漁具等に対する支援など，経営安定対策のさらなる充実を図ることの2点です。こちらも，内容としましては，昨年度と変更はございません。</p> <p>以上が，全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題についての説明となります。</p> <p>6ページには，大中型まき網漁業の漁法並びに現行の4千メートルの禁止区域及びこれまで要望がされてきている2万メートルの禁止区域を掲載したものを，7ページには，沖合底びき網漁業の漁法並びに現行の3海里の禁止区域及びこれまで要望がされてきている禁止区域を掲載したものを示しております。</p> <p>説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
茂野会長	<p>ただいま説明が終わりましたが，この要望・提案事項は3つとも継続，毎年行っているものです。クロマグロに関しては状況がだいぶ変わってきていると思いますけども，一応そういう要望事項ということで，委員の方の質問はございませんでしょうか。</p>
柳原委員	<p>クロマグロの制限について本土はいろいろあるが，奄美の海域で規制がかかるような事例はあるのか。</p>
加治屋事務局次長	<p>旗流し漁業でクロマグロが取れることがあると思う。その際に漁協から水産振興課に報告するように依頼をしております。</p>
柳原委員	<p>実際に取ったという事例はあるのでしょうか。</p>
加治屋事務局次長	<p>報告内容には把握していません。</p>
茂野会長	<p>他にご意見ご質問はございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
茂野委員	<p>ご異議がないようですので，議事3についてはそのように決定します。</p>

【議事 4 浮漁礁の敷設承認について（協議）】

<p>茂野会長</p>	<p>それでは議事 4「浮漁礁の敷設承認」を議題といたします。 この件は、協議事項となっています。それでは、議事提出者である県から説明をお願いします。</p>
<p>中武水産技師</p>	<p>資料 4 に沿って説明をいたします。 まず、1 ページ。こちら承認申請書となっております、今回の承認申請について、内容は中層型浮漁礁 7 基、浮沈式表層型浮漁礁 1 基を更新し、中層型浮漁礁を設置するものとなっております。 2 ページに位置等をまとめたものを掲載しています。今回の更新対象は令和 7 年度から 8 年度にかけて、No1 から No6、No11、No23 の 8 基の更新となっております。No.23 については、旧請島 No2 表層型浮沈式浮漁礁となっています。3 ページに浮漁礁の資料を添付しています。 今回採用された機種が、岡部製の中層型浮漁礁、現在奄美大島周辺に設置している中層型浮漁礁と同タイプとなっております。 こちらの機種については、本県において過去 10 年間流出事例は確認されておりません。 安全対策についてはイリジウム式の流出監視装置を搭載し、万が一流失した場合は位置情報が発信され、海上保安部、各県、関係機関等に連絡が入れられて、速やかな回収を図ることとなっております。 5 ページに計画の概要、6 ページが全体図となっております、説明した内容をまとめたものになっています。 7 ページ以降に関係機関からの同意書を添付しております。 マリックスライン等海運会社、関係漁協関係各県からの同意をいただいております。 22 ページをご覧ください。 こちらの方に、奄美海上保安部の協議結果を掲載しており、奄美海上保安部からは、航行安全上支障がないと回答いただいております。最後に 23 ページに委員会指示、24 ページに取扱要領、30 ページに審査基準を添付しております。 以上ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>内藤書記</p>	<p>委員会事務局より敷設期間について、1 点補足をさせていただきます。 24 ページ「浮漁礁敷設承認取扱要領」の第 6 の承認期間では、</p>

	<p>「浮魚礁の敷設承認期間は3年以内とする。」とされております。</p> <p>23ページの委員会指示の1(3)では新たな委員会指示を発出する時点で、前の委員会指示に基づいて承認を行った浮魚礁が現存する場合には、現存する浮魚礁については、新たな委員会指示に基づく承認を受けたものとみなすとしています。</p> <p>従って本日の委員会で承認となった場合には、承認証に記載をする承認期間としては、本日令和7年6月18日から、浮魚礁敷設承認に係る委員会指示の有効期間の期日である令和8年3月31日までとし、令和8年4月1日時点で新たな指示が発出されていた場合には、引き続き承認をうけたものとみなし、それを繰り返して申請があった令和18年3月31日まで設置し続けることが可能となります。</p>
茂野会長	ご意見やご質問ございませんでしょうか。
鳥居委員	この8つの浮魚礁については、何年ぶりの更新になりますか。
中武水産技師	今回の更新対象は、前回更新を行った平成24年以降に設置されたものです。今回の更新は年数というより、地区等をまとめて、No1から6,11,23と選択したため、設置年度についてはすべて同じというわけではありません。
阿多委員	<p>東側太平洋に設置されている水産庁の魚礁について、イカの時期等に操業していると沖縄船やいろいろなところの船の出入りがあり、道具をいれたり、カツオ船なども操業しているが、AISを起動して操業している船もいるが、そうでない船もいる。帰る時だけでなく、航行の安全のために是非活用してもらえたらと思う。</p> <p>それともう一つ、国が入れている魚礁について現存しているものはあるのか、調査をお願いしたいと思う。</p>
中武技師	AISについては、管轄でないので述べられることがないが、現存する水産庁の浮魚礁の調査について、今年の8月に各県が集まって開かれる浮魚礁担当者会議において、沖縄県であったり、宮崎県であったりどのような関与をしているか話をしたいと思う。
茂野会長	他にも質疑等はございませんでしょうか。

各委員	意見なし
茂野会長	それでは質疑もないようですので、議事4については原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
茂野会長	異議もないようですので議事4については、そのように決定します。

【議事 5 知事許可漁業に係る制限措置等について（諮問）】

茂野会長	<p>それでは、次に議事 5「知事許可漁業に係る制限措置等について」を議題といたします。</p> <p>この件は、諮問事項となっています。</p> <p>それでは、議事提出者である県から説明をお願いします。</p>
寺岡技術技師	<p>議事 5 について御説明いたします。資料 5 の 1 ページを御覧ください。</p> <p>今回、知事許可漁業である潜水器漁業について、新規許可申請の要望があることから、漁業調整規則に基づき、制限措置の内容等及び許可の有効期間を奄美大島海区漁業調整委員会に諮問するものであります。諮問文を読み上げさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【諮問文読み上げ】</p> <p>続いて 2 ページを御覧ください。奄美大島海区における漁業許可に係る漁業法第 58 条において準用する第 42 条第 3 項に基づく制限措置等及び県漁業規則第 15 条第 2 項に基づく許可の有効期間について御説明させていただきます。本ページに記載の内容については県 HP へ公示する予定です。</p> <p style="text-align: center;">【制限措置等読み上げ】</p> <p>制限措置は現在の許可内容に合わせております。表の右から 2 列目に記載の「許可または起業の認可をすべき漁業者の数」については許可申請予定者数としております。このたびは、3 つの漁協から 4 者が申請予定です。この申請数については、令和 7 年 4 月 30 日に潜水器漁業に関する継続の許可を行った際奄美大島海区全体で 12 者が継続せず、全体の許可数が減少したこと。要望者が所属する漁協からも新規許可に対する要望があり、漁業調整上問題ないと考えられること。資源状況的に問題ないと考えられること。などから、許可申請予定者数として問題ないと考えております。許可の有効期間は県漁業調整規則により 3 年間と定められていますが、継続の許可のタイミングを他の許可者に合わせるため、許可日～令和 10 年 4 月 30 日までとします。申請すべき期間は、本委員会から答申のあった日から 1 週間後とします。</p>

	<p>3 ページ以降については参考資料として、関係法令等を記載していますので、各自お目通しをお願いします。以上で説明を終わらせていただきます。</p>
茂野会長	<p>説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>意見なし</p>
茂野会長	<p>それでは、質疑もないようですので、議事5については、原案のとおり定めることを適当とする旨、答申してよろしいですか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
茂野会長	<p>ご異議がないようですので、議事5については、原案のとおり答申することとして決定します。</p>

【その他・閉会】

茂野会長	次に「その他」ということで、その他、事務局や委員の方から何かございませんか。
内藤書記	<p>委員の方には、「全漁調連会報」と「奄美大島海区漁業調整委員会指示第7-1号に基づくソデイカ旗流し漁業における漁具の制限の違反者への対応方針について」を配布しています。</p> <p>「全漁調連会報」については、全国海区漁業調整委員会連合会より送付がありましたので、お持ち帰りいただきお読みいただければと思います。</p> <p>「奄美大島海区漁業調整委員会指示第7-1号に基づくソデイカ旗流し漁業における漁具の制限の違反者への対応方針について」説明させていただきたいと思います。</p> <p>前回の委員会で、委員会指示の抑止力を高めるために、2年としたところですが。議論の中ですね、現行は知事の裏付け命令は違反2回目で罰則の適用は3回目のスリーアウト制度といったところ、抑止力を高めるために1回目から裏付け命令にしたいという話をさせていただいたところですが。そのことに係る資料になっています。</p> <p>今回、こちらの方ですねもう、委員会指示の適用期間が2年になること、一発裏付け命令とする対応方針を策定し、さらなる抑止力を高めていきたいという話を各漁協に浜回りをし、漁業者の皆様への説明と意見交換をしていきたいと考え、説明資料として作成したものです。</p> <p>こちらについては新しいものではなく、前回までのお話をまとめたものと思っていただけたらと思います。</p> <p>何かご質問等あれば、よろしく願いいたします。</p>
竹山委員	<p>前回、ソデイカ旗流し漁業の旗の本数について、喜界島の漁港で立入検査を実施したとのことであったが、今年も11月の解禁に合わせ沖縄船が喜界島沖で集中することかと思う、旗数と操業海里を守ってもらうために指導及び立入検査をしていただきたい。</p> <p>それに合わせ委員会指示の旗数及び操業海里及びその内容を書いた掲示板を設置していただきたいという要望がありましたのでよろしく願いします。</p>

内藤書記	要望いただいた件について、県と早町漁港を管理している喜界町と話をしてみたいと思います。要望として話があったと受けさせていただきます。
茂野会長	他にご意見はありますか。
鳥居委員	方向性については、スリーアウト制からツーアウト制にするということですが、スケジュールを教えてください。
内藤書記	スケジュールについては、浜回りを7月中旬から8月頭までに行い、漁業者の意見を聞いた上で、対応方針を8月の委員会で議題としてあげ、承認いただいた場合は11月の漁期から適用したいと思います。
茂野会長	他にご質問はありますか。
阿多委員	<p>今の事務局の説明では8月にとりまとめ、11月にだすということであったが、それまでに沖縄の方に周知徹底が間に合うのか。</p> <p>2つめは、竹山委員の話で喜界島でみるということであったが沖縄船では20トンサイズの大型の船が増えてきており、このサイズの船はおそらく喜界島には入らないと思う。寄港せずに流しながら操業していく形になると思う。その場合は、喜界島に入っている船だけを取り締まる形になり、沖合で操業している船に関しては、規制することはできないと思う。そういった時も沖合で取締りを強化することも考えていかないといけないと思う。喜界島に入ると取締りがあるので入らないと沖で時化がおさまるまでまっているという風になると思うので、そのような時の対策も考える必要があると思うのでそのあたりも検討をお願いしたいと思います。</p>
内藤書記	検討していきます。
茂野会長	その他、質問等ございますでしょうか。
内藤書記	前回の委員会で阿多委員から質問があった令和4年度にソデイカの禁漁期間が1ヶ月延長された経緯についてです。資源管理と

茂野会長	<p>沖縄海区が禁漁期間を2ヶ月延長していることに対して、足並みをそろえた方がいいという意見があり、ただ、小型の漁業者への影響が大きいということもあり、1ヶ月の延長となったようです。</p> <p>その他ありませんでしょうか。</p>
内藤書記	<p>次回日程についての連絡です。8月21日から27日で予定しております。後日、日程調整連絡を行いますので、回答をお願いします。</p>
茂野会長	<p>特にないようですので、以上で本日予定されておりましたすべての議事を終了いたします。</p>
山之内事務局長	<p>それでは以上をもちまして、第282回奄美大島海区漁業調整委員会を終了いたします。</p>

議事録署名

茂野 拓真



阿多 美智雄



築地新 光子

